

この書面をよくお読みください。

## 契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3第1項に基づき、契約締結前にお客様に交付しなければならない「契約締結前の書面」です。)

### クーリング・オフ条項（10日以内の契約の解除・金融商品取引法第37条の6）

#### (1) クーリング・オフ期間内の契約解除

当社と、投資顧問契約を締結したお客様は、契約締結時の書面を受けとった日から起算して10日以内の期間であれば、ご自由に、メールにより契約を解除することができます。なお、当該契約の解除日は、お客様がそのメールを発した日となります。

なお、契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として内閣府令で定める金額(金融商品取引業等に関する内閣府令第115条に規定する当該金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価(以下、「対価」という。))をお支払していただきます。報酬の前払いを受けているときは、契約解除以降の期間に相当する報酬額として内閣府令で定める金額(上記「対価」を除いた前払い報酬)をお返しいたします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

#### (2) クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後に契約解除がなされた場合でも契約内容に基づき既に支払われた報酬はご返金致しません。又、契約解除は、メールより行うものと致します。なお、当該契約の解除日は、お客様がそのメールを発した日となります。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

### ----- 投資顧問契約に係るリスクについて -----

当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れがあります。変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。

したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。

－当社の概要－

1. 商 号： 株式会社フロンティア
  
2. 住 所： 東京都港区港南四丁目6番4号  
TEL： 03-4530-9570  
MAIL： [info@invest-frontier.jp](mailto:info@invest-frontier.jp)
  
3. 投資助言・代理者 登録番号： 関東財務局長(金商) 第 2450 号
  
4. 資本金： 500万円
  
5. 役員の氏名： 代表取締役 滝内 里紗
  
6. 分析者・  
投資判断者： 渡 秀明  
石川 慎吾
  
7. 助言者： 渡 秀明  
石川 慎吾

## 8. 助言の内容及び方法並びにその回数及び報酬体系について

### —助言の内容及び方法並びにその回数—

当社が推奨する金融商品(FX)についての投資判断(投資判断者のテクニカル分析及びファンダメンタル分析による売買シグナル、将来の取引価格の予想、市況・相場観等)をメールにより毎日(取引のある日)以下に設定した頻度及び報酬体系に従い、利益確定幅がプラス 200pips 以上となるまで、期間に関係なく配信していくものとする。但し、助言頻度はあくまで目安とする。

尚、配信は利益確定幅がプラス 200pips 以上となる最後の決済シグナルを配信した時点で停止いたします。

### —利益確定幅の計測方法—

当社が配信するシグナル配信メールに記載した売買タイミングのレートにより、利益確定損益幅を計測するものとする。

### —報酬体系—

当社に対して、顧客が支払う投資助言に関する報酬は、以下の通りとする。尚、会費は助言対象となる取引通貨ペアの種類及び助言頻度と利益確定幅にて設定するものとする。

#### ①会費

契約配信コース名	会費(税込)	助言対象取引通貨ペア	助言頻度(回)	利益確定幅
CERO ナビ 200 (2010.12 スタート)	1 万円	ドル/円 ポンド/円 ユーロ/円 豪ドル/円 ポンド/ドル ユーロ/ドル	0～5/日 5～25/週	+200pips

※報酬は、指定の期限日までに当該契約分を支払うものとする。

## 9. 契約期間及び解約並びに返金

契約期間は、2010年12月1日より当社が利益確定幅がプラス200pipsを越える決済配信メールを配信した時点までとする。

解約は随時受け付けるものとし、メールを送信した日を解約日とする。

なお、解約した場合でも既に支払済の報酬は返金しないものとする。

(但し、クーリング・オフ期間は除く。)

## 10. 投資顧問契約に関する租税の概要

投資顧問契約の締結には、消費税が課税されます。又、お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

### 11. 当社が行う金融商品取引業の内容

当社が助言を行う金融商品の種類は、金融商品取引法第2条第21項及び22項に規定する外国為替証拠金取引とし、業として、その行うべき取引の内容及び時期等に関し、同法同条第8項第11号に規定する投資助言を行うものとする。

### 12. お客様が当社に連絡する方法

メール([info@invest-frontier.jp](mailto:info@invest-frontier.jp))又は、電話(03-4530-9570)によるものとする。

### 13. 加盟団体等について

(加入している金融商品取引業者協会、認定投資者保護団体)

(社)日本証券投資顧問業協会(予定)

### 14. 公衆の縦覧に供すべき事項

当社の登録内容をお知りになりたい方は、関東財務局で、「金融商品取引業者登録簿」を自由にご覧になれます。

----- ご注意 -----

金融商品取引業者は、つぎのことが法律で禁止されています。

1. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客を相手方として又は当該顧客の為に一定の金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる行為)を行うこと。
2. 金融商品取引業者等が、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させること。
3. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき、媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。